

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第9条の6第3項の規定に基づく未査定液体物質の査定結果（案）についての意見の募集（パブリックコメント）の結果について

## 1. 概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第9条の6第3項の規定に基づく未査定液体物質の査定結果（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- ・ 募集期間：平成23年8月18日（木）～ 9月17日（土）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ及び記者発表
- ・ 提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

## 2. 意見の提出状況

○意見提出者数：1団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	—
民間事業者	1
地方自治体	—
市民団体・その他の団体	—
個人	—
合計	1

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の内訳（事務局で整理した意見数：4件）

「メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体及びスチレン・メタクリル酸メチル・アクリル酸共重合体の混合物（メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合体の濃度が四重量パーセント以下のものであつて、スチレン・メタクリル酸メチル・アクリル酸共重合体の濃度が二十三重量パーセント以下のものに限る。）：Z類：係数0」

・・・ 4件

「塩化マグネシウム含有物（塩化マグネシウムの濃度が一重量パーセント以上二十一重量パーセント以下のものであつて、塩化カリウムの濃度が七重量パーセント以下かつ、塩化カルシウムの濃度が一重量パーセント以上八重量パーセント以下かつ、塩化ナトリウムの濃度が一重量パーセント以上八重量パーセント以下のものに限る。）：OS：係数0」

・・・ 0件

## 3. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり。

(別紙)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第9条の6第3項の規定に基づく未査定液体物質の査定結果（案）にお寄せいただいた意見とこれに対する考え方

御意見の概要	件数	意見に対する考え方
アクリル系重合物であるのは理解できるが、分子量の規定がなく、特に分子量3000以下の物質の有無によっては、Z類とするかY類とするか判断が分かれる。	1	査定において、生物蓄積性の評価項目については、分子量を考慮して判定しておりますので、ご指摘を踏まえ、分子量についても明確にすることと致します。
重合物以外の73%に関し、何も記載されておらず、Z類と査定した場合に海洋汚染のリスクが大きい。	1	溶媒が「水」である場合に限り、物質名には明記されません。つまり、重合物以外の73%については「水」ということになります。
混合物の濃度表記が限定的すぎる。 (限定する必要があるのか。)	1	査定については、混合されている2種類の高分子の濃度が一定の範囲にある製品について評価したものであり、各物質の濃度が変化した場合、査定結果が変わる可能性もありますので、濃度の範囲を明確にする必要があります。
以前の類似物質の査定結果がY類で、今回の査定結果がZ類である根拠が不明である。	1	査定については、生物蓄積性、生分解性等に関する資料をご提出いただき、その情報をもとに有識者からなる検討会において評価を行っております。そのため、各評価項目の判定によっては、査定結果が異なる場合があります。